

平成20年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年9月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年9月12日	10時03分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年9月12日	13時34分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員		2番	重松一徳	3番	後藤信八	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
	代表監査委員	瀨田慧				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告
日程第 4	第36号議案	基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定について
日程第 5	第37号議案	基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 6	第38号議案	基山町議会会議規則の一部改正について
日程第 7	第39号議案	基山町監査委員条例の一部改正について
日程第 8	第40号議案	基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 9	第41号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	第42号議案	基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第11	第43号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第12	第44号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第13	第45号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）
日程第14	第46号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第47号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第16	第48号議案	平成19年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	第49号議案	平成19年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	第50号議案	平成19年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	第51号議案	平成19年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	報告第6号	寄附（金・物品）の報告について

～午前10時3分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに平成20年第3回基山町議会定例会を開会いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、重松一徳議員と後藤信八議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より26日までの15日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第3．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が、基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定について、基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、基山町議会会議規則の一部改正について外5件、人事案件が、基山町教育委員会教育委員の任命について、予算案件が、平成20年度基山町一

般会計補正予算（第3号）、平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）、それに平成19年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定、平成19年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成19年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、平成19年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定などをお願いいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。

第29回佐賀県消防操法大会が7月27日に実施され、基山町消防団は三神地区の代表として訓練礼式の部に出場しました。大会においては、6月から2カ月間の猛練習の成果を遺憾なく発揮し、見事な演技を披露いたしました。

また、夏季訓練を8月17日に行いました。当日はあいにくの雨でしたが、総合体育館において消防団活動の基礎となる規律訓練を消防署の指揮のもと実施しました。

さらに、9月7日に鳥栖・三養基地区消防総合訓練が、有明海沖でマグニチュード7規模の地震が発生したことを想定して、上峰町役場周辺で総勢270名が参加し実施されました。本町消防団も団長以下25名の団員が火災家屋の消火訓練及びドクターヘリによる緊急搬送訓練に参加しました。

次に、町有財産の貸与についてでございます。

9月9日に鳥栖プレミアムアウトレット北東部の弥生が丘5001番地（2万1,902.13㎡）のうち、5,648.05㎡を温浴施設事業用地としてメークス株式会社、代表取締役森山雅明氏に貸し付ける事業用借地権設定覚書の調印を行いました。

次に、地籍調査事業についてでございます。

国土調査地籍測量業務委託につきましては、大字園部字清水ほか8字を平成20年7月18日から平成21年3月18日までの期間で、大正測量設計株式会社佐賀支店が19,740千円で受託、履行いたしております。

次に、商工関係についてでございます。

第21回きのくに祭りを7月19日に行いました。午前中の雨も上がり予定どおりの開催となり、多くの人出がありにぎやかな中に終了することができました。

次に、企業誘致についてでございます。

鳥栖北部丘陵新都市、基山グリーンパークC区画（敷地面積7万3,225㎡）への進出協定

を7月14日に締結いたしました。

進出企業の概要は次のとおりでございます。

企業名、株式会社日立物流。本社、東京都江東区7-2-18。代表者、執行役社長鈴木登夫。資本金16,802,000千円でございます。

また、株式会社大神と8月29日に進出協定を締結いたしました。

企業の概要は次のとおりでございます。

企業名、株式会社大神。本社、佐賀市東与賀町大字飯盛2635。代表者、代表取締役吉村正。資本金30,000千円でございます。

次に、健診事業についてでございます。

早期発見、早期治療を図ることを目的としたがん検診等や、本年度から各保険に義務づけられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための特定健診の総合健診を、5月15日から7月17日まで行いました。がん検診等は実施期間中1,705人（延べ4,516人）の方、特定健診は1,069人の方が受診されました。予約制度を導入しているため、待ち時間も少なくスムーズに健診を行うことができました。

次に、家庭用浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水により河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を合わせて処理する家庭用浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月11日から20日まで申請を受け付けましたところ、5基のお申し込みがあり、補助枠内でしたので全部の補助を決定しました。

なお、決定基数の内訳は、7人槽4基、10人槽1基、合計の5基でございます。

次に、教育委員会関係についてでございます。

6月26日に発生しました基山小学校における不審電話につきましては、保護者を初め町民の皆様に変御心配をおかけいたしました。また、区長会、補導員会、安全なまちづくり推進協議会等のパトロールの御協力をいただき、ありがとうございました。幸いに事件は発生いたしておりませんが、今後とも安全に安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

下工20補第1号宝満川上流処理区第6号ほか汚水幹線築造工事につきましては、平成20年6月18日から平成21年1月30日までの工期で、鳥飼建設株式会社が104,580千円で請負施工いたしております。現在の出来高は30%でございます。

下工20補第2号宝満川上流処理区第626-3号ほか（小山外）汚水幹線築造工事につつま

しては、平成20年7月1日から平成20年11月28日までの工期で、飛松・前田特定建設工事共同企業体が36,750千円で請負施工いたしております。現在の出来高は40%でございます。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～20 第36号議案～第51号議案、報告第5号

議長（酒井恵明君）

日程第4．第36号議案より日程第19．第51号議案まで、及び日程第20．報告第5号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第36号議案 基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定についてより順次提案理由の説明をいたします。

提案理由、基山町を応援したいという思いのもとに送られた寄附金を有効に活用するため、基山町ふるさと応援寄附基金条例を制定する必要性が生じたため、提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第37号議案 基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

提案理由、基山町学校給食センターの業務開始に当たり、その設置及び管理について必要な事項を定めるため、基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例を制定する必要性が生じたため、提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

それでは、第39号議案に参ります。

第39号議案 基山町監査委員条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、基山町監査委員条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、第7条に次の第2項を加えるということでございます。2項、監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付して町長に送付しなければならないというような、事務処理を行う期限を明ら

かにするため追加するものでございます。

次は、第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

提案理由は、基山町災害時要援護者避難支援計画策定委員会及び基山町男女共同参画推進プラン策定委員会を設置することに伴い、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、別表国民保護協議会委員の項の次に、災害時要援護者避難支援計画策定委員を、町民栄誉賞選考委員会委員の項の次に、男女共同参画推進プラン策定委員会を追加するものでございます。御審議をお願いいたします。

第42号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について。

提案理由は、他団体の状況及び地方自治法が定める議会の同意を必要とする事項ではないため、基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、第8条を次のように改めるということでございます。委員会構成員第8条、委員会の委員（以下「委員」という）は、町議会議員2人、学識経験者2人及び教育長とし、町長が委嘱するに改正するものでございます。御審議をお願いいたします。

次が、第43号議案 基山町税条例の一部改正について。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、基山町条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次は、第44号議案でございます。基山町教育委員会教育委員の任命について。

基山町大字小倉399番地41、田口英信氏を教育委員として任命いたしたいので、提案いたしております。

田口英信氏は、次のページに履歴を掲げておりますように、平成16年10月より教育委員として、平成19年4月より教育委員長として現在に至っております。教育委員として適任と考え、御提案いたします。議会の同意をよろしくお願いいたします。

第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）。

これにつきましては、現計予算6,208,788千円に、今回295,088千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額6,503,876千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第46号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これにつきましては、現計予算1,637,309千円に、今回40,599千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額1,677,908千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明申し上げます。

第47号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

これにつきましては、現計予算308,330千円に、今回16,780千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額325,110千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

以上、御審議をお願いをいたします。

次に、第48号議案から第51号議案につきましては、平成19年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町下水道特別会計、歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明を差し上げております。朗読いたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

一般会計でございます。

平成19年度の基山町一般会計の決算に係る主要な成果について、その概要を報告いたします。

平成19年度の我が国の経済は、企業部門の底がたさが持続し景気回復が続くと見込まれましたが、改正建築基準法の影響により住宅建築が減少したことや、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格、原材料価格等の高騰が進み、特に製造業が打撃を受けているとともに、生活を直撃する食糧等の再三の値上げで国民生活も大変厳しい状況が続いています。

一方、地方財政についても、地方交付税が2000年度をピークに、2007年度の7年間で削減額6兆2,080億円に達し、地方の借入金残高も2007年度末199兆円程度が見込まれ、極めて厳しい状況にあります。

そのような経済状況の中で、本町の財政は歳入面では町民税が伸び、町税は対前年度比

7.5%の増となっておりますが、税源移譲による所得譲与税制度が昨年までのため、地方譲与税が前年度に比べ63.2%の減となっております。

歳出面では、歩道、屋根設置等の基山駅前広場整備工事を行い、通勤、通学の利便性向上に努め、学習環境の充実を図るため、基山小学校では屋内運動場の完成、校舎共同調理場、プール新築工事に着工、子育て支援の放課後児童クラブの環境の整備を図るため、若基小図工室改修工事を行いました。

また、もしもに備えるため防災行政無線設置工事など、限られた財源の重点的な配分と効果的運用を基本に、各種事業の推進を努めました。

なお、平成19年度の決算の概要は次のとおりでございます。

#### (1)決算規模。

平成19年度一般会計の決算は、歳入5,440,870千円、前年度は4,939,055千円。歳出は5,290,941千円、前年度4,875,472千円で、前年度に比べそれぞれ歳入501,815千円、10.2%、歳出415,469千円、8.5%の増となっております。

#### (2)決算収支。

平成19年度の形式収支、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は149,929千円で、実質収支額は101,025千円となっております。また、平成19年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は40,097千円となっております。

歳入総額5,440,870千円、歳出総額5,290,941千円、形式収支額149,929千円、翌年度に繰り越すべき財源48,904千円、実質収支額101,025千円、前年度実質収支額60,928千円、単年度収支額40,097千円、実質単年度収支額40,512千円。

なお、過去10年間の決算収支額の推移は次のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

平成19年度決算額を平成20年3月31日現在の人口1万8,210人で除すれば、1人当たりの歳入額は299千円、歳出額は291千円となります。また、主要目的別に分類すれば次のとおりでございますので、お目通しを願います。

#### 1 歳入。町税の概要。

平成19年度の町税の決算額は2,456,406千円で、前年度に比べ170,683千円の増収で、7.5%の増となっております。主な原因は、主要税目のうち町民税については、個人町民税が税源移譲により対前年度比21.7%の増、法人税については、製造業の増収により5.4%の

増となっております。固定資産税は、土地の負担調整に伴う課税標準額の増額により1.1%の増となっております。なお、町民税の歳入全体に占める割合は45.1%で、町税の各税目別の決算状況は次のとおりです。お目通しをお願いいたします。

(1)町民税。

町民税のうち、個人分の決算額は887,667千円で、前年度に比べ158,537千円の増収で、前年度対比は21.7%の増となっております。その主な理由は、税源移譲によるものであります。個人の町民税の納税義務者の構成については次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思えます。

法人分の決算額は193,527千円で、前年度に比べ9,907千円の増で、対前年比は5.4%の増となっております。その主な理由は、製造業の増収によるものです。法人の町民税の業態別税額構成は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(2)固定資産税。

決算額は1,227,571千円で、前年度に比べ13,235千円の増収となっております。その主な理由は、課税標準額の増によるものです。固定資産税の決算状況は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(3)軽自動車税。

決算額は30,746千円で、前年度に比べ56千円の減収となっております。その主な理由は、登録台数の減によるものであります。

(4)町たばこ税。

決算額は115,513千円で、前年度に比べ11,308千円の減収となっております。町たばこ税の決算状況は次のとおりです。お目通しを願います。

(5)入湯税。

決算額は1,382千円で、前年度に比べ368千円の増収となっております。その主な理由は、筑紫野温泉アマンディの入湯客の増によるものです。入湯税の決算状況は次のとおりです。お目通しを願います。

地方譲与税。

決算額は77,551千円で、前年度に比べ133,178千円の減となっております。主な理由は、税源移譲の実施までの暫定的措置として設けられた所得譲与税の制度廃止によるものであります。地方譲与税の内訳は次のとおりです。お目通しを願います。

利子割交付税。

決算額は11,326千円で、前年度に比べ3,478千円の増となっております。

配当割交付金。

決算額は7,004千円で、前年度に比べ1,609千円の増となっております。

株式等譲渡所得割交付金。

決算額は3,614千円で、前年度に比べ902千円の減となっております。

地方消費税交付金。

決算額は163,041千円で、前年度に比べ3,113千円の減となっております。

自動車取得税交付金。

決算額は27,514千円で、前年度に比べ154千円の増となっております。

地方特例交付金。

決算額は12,560千円で、前年度に比べ37,967千円の減となっております。

地方交付税。

決算額は804,834千円で、前年度に比べ45,169千円の増となっております。地方交付税の内訳につきましては、お目通しをいただきます。

交通安全対策特別交付金。

決算額は3,746千円で、前年度に比べて858千円の増となっております。

分担金及び負担金。

決算額は90,143千円で、前年度に比べて3,240千円の増となっております。分担金及び負担金の内訳等は次のとおりです。

使用料及び手数料。

決算額は113,961千円で、前年度に比べて1,835千円の増となっております。その内訳は次のとおりです。お目通しをいただきます。

国庫支出金。

決算額は424,702千円で、前年度に比べて143,142千円の増となっております。主な理由は、まちづくり交付金、基山小学校改築工事による安全・安心な学校づくり交付金等の増によるものでございます。国庫支出金の内訳は次のとおりです。お目通しをお願いします。

県支出金。

決算額は258,301千円で、前年度に比べて27,843千円の増となっております。主な理由は、

徴税費委託金、選挙費委託金等の増によるものでございます。お目通しを願います。

財産収入。

決算額は9,694千円で、前年度に比べて5,426千円の増となっております。内訳はお目通しをお願いいたします。

寄附金。

決算額は3,099千円で、育英資金寄附金及びまちづくり寄附金となっております。お目通しを願います。

繰入金。

決算額は262,831千円で、前年度に比べて65,811千円の増となっております。主な理由は、公共施設整備基金繰入金の増によるものでございます。

繰越金。

繰越金は前年度の剰余金であります。決算額は63,583千円となっております。

諸収入。

決算額は153,147千円で、前年度に比べて38,135千円の増となっております。主な理由は、文化財調査受託事業収入等の増によるものでございます。

町債。

決算額は493,813千円で、前年度に比べて166,813千円の増となっております。主な理由は、基山小学校改築に伴う義務教育施設整備事業債によるものでございます。

2の歳出。

(1)目的別歳出の状況。

目的別歳出の決算額構成比及び伸び率は以下のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

(2)性質別歳出状況。

性質別歳出の決算額構成比及び伸び率は以下のとおりです。これもお目通しを願います。

次に、総務費。

総務費には総務管理、徴税、住民基本台帳、選挙等に関する経費があります。決算額は817,453千円で、前年に比べ42,591千円の増となっております。主な要因は、町防災行政無線設置に関する防災諸費等の増によるものです。なお、予算説明書の配布、基山町地域エネルギービジョン策定業務、交通安全対策、防災諸費、選挙費、地籍調査についてはそこに記

載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

## 2、民生費。

これも社会福祉対策あるいは高齢者福祉対策、後期高齢者医療対策、児童福祉対策、保育所費、障害者福祉対策、ひとり親福祉対策についてはそこに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

## 3、衛生費。

乳幼児対策、保健増進対策、救急医療対策、環境衛生、塵芥処理、し尿処理、上水道施設等については記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

## 4、農林水産業費。

農業委員会費、農業総務費、農地費についてもそこに記載いたしております。

## 5、商工費。

商工総務費、観光費についてもそこに記載しておるとおりでございます。

## 6、土木費。

道路維持補修、道路改良、公園事業、住宅管理についてはお目通しをお願いしたいと思います。

7の消防費もここに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

## 8、教育費。

教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育、文化財保護、歴史民俗資料図書館について、町民会館、保健体育、高校総体体育大会、私立幼稚園就園奨励金等も記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

平成19年度基山町国民健康保険特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

我が国の平成19年度国保医療は、平成18年法改正により現役並みに所得がある高齢者の患者負担の見直し 2割から3割へ があったものの、医療費総額は増加しています。被保険者数は、合計で4,723万人となり、前年度に比べて0.9%減で、内訳として、一般2,781万人、対前年度比2.1%減。退職が888万人、同5.8%増。老人が1,053万人、同3.2%減で、被保険者数の伸びは、平成14年度の3.6%増を頂点に、平成15年度以降は下降を続け、

平成18年度には0.3%減となり、減少に転じました。平成19年度はさらに減少率が拡大し、0.9%減となっています。

医療費で見ると、総額19兆497億円で、前年度に比べて3.7%増加し、初めて19兆円を上回りました。内訳として、一般が6兆3,459億円、対前年度比3.5%増。退職3兆5,476億円、同11.1%増。老人が9兆1,561億円、同1.3%増となっております。

今後も加入者の高齢化が進み、国保医療費は増加傾向が進むものと思われます。こうした状況の中、年々本町においても医療費等の増加による国保財政は、ますます厳しい様相を呈しております。

(1)被保険者年度末の状況については次のとおりです。お目通しを願います。

(2)財政の状況も次のとおりです。お目通しを願います。

それから、(3)医療費の状況は次のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

(4)国民健康保険税の状況も次のとおりでございます。これもお目通しを願います。

それから、(5)保健事業の取り組みもそこに記載しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、老人保健特別会計。

平成19年度老人保健特別会計決算に係る主要な成果について、その概要を報告をいたします。

平成19年度の日本人の平均寿命は、男性が79.19歳、女性が85.99歳で、2年連続で過去最高を更新しました。また、老年人口（65歳以上）の割合は、平成17年が20.2%、平成18年は20.8%、平成19年は21.5%となり、昭和25年4.9%以降上昇を続け、平成19年時点では過去最高となっております。なお、平成19年の75歳以上の人口の総人口に占める割合は9.9%となっております。

こうした中、平成15年度老人の完全定率1割負担、（一定以上所得者は2割負担）の導入や、平成18年10月から一定以上の所得者の自己負担割合が3割負担への改正など、制度改革が行われました。また、平成14年10月からの老人医療対象者の引き上げにより、減り続けていた本町の老人保険者数は、平成19年11月より老人医療対象年齢到達者が出てきたため下がり、昨年度同様、国保の収入のうち老人保健拠出金の占める割合が約20%となり、保険財政に大きく影響を及ぼしております。

(1)老人医療受給対象者の状況は次のとおりです。お目通しを願います。

(2)老人医療費の状況も次のとおりです。なお、受給対象者の人数は年平均ということでございます。お目通しを願います。

(3)財政の状況も次のとおりとなっております。お目通しをお願いいたします。

次は、下水道特別会計に移ります。

平成19年度基山町下水道特別会計の決算に係る主要な成果について、その概要を報告いたします。

毎日の暮らしから出る汚水を集め、処理し、きれいにして流す下水道は、快適な生活に欠かせない公共施設です。さらに、水辺の環境を良好な状況に保つためにも、下水道は重要な役割を果たしています。

本町公共下水道事業は、平成13年に供用を開始し、計画的に整備を進めていますが、本年度末現在の整備状況は、事業認可区域255.8haに対し、下水道整備済み区画区域は191.3haで、認可区域内の74.8%の整備率となり、全体計画の554haに対しては34.5%の整備率となります。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が53.1%、汚水処理施設が3.2%、合計で56.2%となっています。整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が80.9%、汚水処理施設が100%、合計で82.0%となっています。

平成19年度決算額は、歳入総額784,448千円、歳出総額778,657千円で、実質収支額は5,791千円となっています。また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、マイナスの1,385千円となっております。

#### 1 歳入。

歳入決算額を前年度と比較すると、66,836千円の増となっています。主な要因は、繰入金と受益者負担金、そして使用料の増によるものです。

分担金及び負担金は、決算額は58,928千円で、前年度に比べ13,624千円の増となっております。

公共下水道受益者負担金の調定、収納状況は次のとおりです。お目通しをいただきたいと思っております。

それから、使用料及び手数料。

年度2期分から公共下水道汚水処理施設使用料を改定しました。公共下水道使用料現年度分は、調定件数1万2,783件、調定額90,894千円、収納率99.88%となっています。また、汚水処理施設使用料現年分は、調定件数4,188件、調定額31,704千円、収納率99.98%となっています。公共下水道使用料と汚水処理施設使用料の収納状況は次のとおりです。お目通しをお願いいたします。

次に、国庫支出金、それから繰入金、諸収入、町債も記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

## 2 歳出。

歳出決算額を前年度と比較すると、68,221千円の増となっています。主な要因は、事業費の増によるものです。総務費、公共下水道事業、汚水処理施設事業、公債費、諸支出金は記載のとおりでございますので、お目通しをお願いをいたしたいと思えます。

決算の成果については以上でございますけど、なおここで地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告について申し上げます。

健全化比率及び資金不足比率の審査を、8月29日基山町監査委員に審査を依頼し……。

議長（酒井恵明君）

町長、ちょっとお待ちください。

議員の皆さん、個々机に配付してありましたのでおわかりと思えます。これをお開きください。

どうぞ。

町長（小森純一君）続

よろしゅうございますか。失礼しました。

健全化比率及び資金不足比率の審査を、8月29日基山町監査委員に審査を依頼し、9月8日に平成19年度財政健全化審査意見書をいただき、9月9日、基山町議会議長へ報告いたしております。

別紙の健全化判断比率、資金不足比率報告書を配付しておりますので、若干申し上げます。

内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項健全化判断比率の公表等についてでございます。

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率 以下健全化判断比率と言います並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に対し、その意見書を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっていますので、報告をいたしております。

基山町実質赤字比率は、赤字なし。連結実質赤字比率は、赤字なし。実質公債費比率13.6%。将来負担比率64.8%でございます。

また、法律第22条第1項、資金比率不足比率の公表等についてでございます。公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっています。

基山町は、資金不足額はございません。

以上でございます。

続きまして、報告第6号 寄附（金・物品）の報告でございます。

寄附者、田口電機工業株式会社代表取締役田口英信様。住所、基山町。物品名……（「議案書の50ページをお開きください」と呼ぶ者あり）物品名、50千円。指定名称、基山町育英資金貸付基金。受領年月日、平成20年5月27日受領をいたしております。

以上、御審議をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

次に、第38号議案と第40号議案に対する趣旨説明を求めます。原三夫議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。

この第38号議案、第40号議案につきましては、地方自治法第112条の規定により提出いたすものでございます。

第38号議案 基山町議会会議規則の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部改正により、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調査を行うための場を設けることができるようになりました。このため、全員協議会を会議規則に定めるため、基山町議会会議規則を改正する

ものであります。

次に、第40号議案 基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

この議案も、地方自治法の一部改正により、議員の報酬に関する規定が整備され、名称を「報酬」から「議員報酬」へ改めるため、基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するものであります。

なお、議案提出につきましては地方自治法第112条第2項の規定により、議員定数12分の1以上の賛成者を必要としますので、平田通男議員と大山軍太議員の賛同を得ました。議員各位におかれましては、改正の趣旨を御理解いただきまして、御賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、ここで11時15分まで休憩いたします。

～午前11時5分 休憩～

～午前11時17分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより提案理由説明が終わりましたので、各担当課長による補足説明を行います。

まず最初に、第36号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから第36号議案 基山町ふるさと応援寄附基金条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

ふるさと応援寄附については、基山町の豊かな自然や伝統文化等の財産を後世まで引き継ぐため、郷土に愛着を持ち魅力ある基山町の維持発展を願う人々から広く寄附を募り、この寄附金を基金として積み立て、運用するものでございます。

事業の内容としましては、協働のまちづくりに資する事業、地域福祉の向上に資する事業、地域文化の振興に資する事業、自然環境の保全に資する事業、その他町長が有効と考える事業等に充てたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

次に、第37号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

第37号議案の補足説明を行います。

基山町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定でございますが、今年度12月に完成予定であります給食センターが1月から稼働いたしますので、その件について制定をお願いしております。

まず、1条に名称でございますけど、基山町学校給食センターということをお願いしております。以下の4条に、センターを常に良好な状態に維持するということで、目的を持って効率的運用を行わなければならないとしておりますが、これは資料の3ページのほうに規則をつけております。この中で、運営委員会ということで3条に書いておりますが、その3項に、運営委員会は10名以内の委員をもってするというふうに書いております。この委員の中で、いろんな給食センターの運営について協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

次に、第43号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、第43号議案 基山町税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表によりまして説明をさせていただきますと思います。

まず、今回の税法の一部改正の主なものといたしましては、個人住民税における寄附金税制の拡充、いわゆるふるさと寄附金に係る寄附金控除並びに個人住民税における公的年金等からの特別徴収制度の導入によるものでございます。

それでは、まず11ページをお願いいたします。

新旧対照表の11ページでございますが、まず19条でございますが、納付期限後に納付し、または納付する税金または納付金に係る延滞金でございますが、これにつきましては今回公的年金等から特別徴収制度の導入によりまして、特別徴収の項目といたしまして47条の2から47条の6を後でお願いをいたしております。その中に、特別徴収に係る税を納入する義務

者が新しく発生するというので追加をお願いをいたしておるところでございます。

続きまして、下ほどの33条第3項と第5項でございますが、これにつきましては寄附金税額控除を、これも後で第34条の7としてお願いをいたしておりますので、従前の第34条の7以下を1項ずつ繰り下げてお願いをいたしております。

12ページをお願いいたします。

34条の2、所得控除でございますが、今回の税法改正で寄附金に係る控除が所得控除から税額控除と分かれたので、この条文から寄附金控除額を削除させていただいております。

次でございます、34条の7、寄附金税額控除として新たをお願いをいたしております。

寄附金税制の概要といたしましては、従来税率を乗じる前の総所得金額から一定額を差し引きます所得控除方式がとられておりました。今回の税制改正によりまして、税率を乗じた後の歳出税額から一定額を差し引く税額控除方式に改められております。県民税4%、町民税6%、計10%を乗じた額を控除するものとされております。

なお、寄附金制度の見直しということで、この資料の最後のほう37ページと38ページに図を載せておりますので、御参考にいただければと思います。

控除方法と控除率につきましては、適用下限額を超える寄附金の10%について税額控除を適用した上で、さらに特例控除といたしまして、90%に給付者に適用される所得税の限界税率 要するに所得税の税率でございますが を控除した率を乗じた額について控除するというものでございます。

なお、この特例控除の上限額は10%となっております。なお、その計算例につきましては、38ページにつけておりますのでごらんいただければというように思います。

それでは、新旧対照表の15ページをお願いいたします。

38条及び41条でございますが、これは公的年金等に係る特別徴収に係るものでございます。

16ページをお願いいたします。

44条から47条につきまして、従来町民税の特別徴収は給与所得のみでございましたが、今回の改正で新しく公的年金等も特別徴収できることとなっておりますので、その関係上の条文の整理、文言の整理でございます。

18ページをお願いいたします。

第47条の2、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収でございます。

今回の税法改正によりまして、新しくお願いをいたしておるところでございます。個人住

民税における公的年金からの特別徴収制度について内容を説明させていただきます。なお、これにつきましてもフロー図を39ページ並びに40ページにつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、対象者でございます。65歳以上の公的年金等の受給者。

それから、徴収する税額と徴収方法につきましては、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年6回の年金支給の都度特別徴収をするということでございます。

それから、特別徴収義務者。これは社会保険庁等でございます。

対象年金につきましては、老齢基礎年金等でございます。

なお、実施期間につきましては、平成21年10月支給分から実施をするということでございます。なお、年金支給につきましては、年6回、4月、6月、8月、10月、12月、2月でございますが、税の確定等の関係上、4月、6月、8月につきましては仮徴収として前年の10月から3月までに徴収した額を、10月、12月、2月につきましては年税額から仮徴収した額を、控除した額の3分の1ずつを特別徴収により徴収するというものでございます。なお、そのフロー図につきましても40ページにつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

先ほど言いました47条の2につきましては、第1項の特別徴収の対象者、方法等でございます。第1号から第3号までがこの特別徴収の対象にならない者ということで上げさせていただいております。

47条の3が特別徴収義務者について、なおまた47条の4が年金所得に係る特別徴収税額の納入義務についてでございます。

20ページをお願いいたします。

47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等についてでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました分でございます。

続きまして、21ページ、47条の6につきましては、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入についてでございます。

続きまして、21ページ、51条並びに56条につきましては、公益法人制度改革に伴うものございまして、条文の整理等をお願いをいたしております。

22ページでございます。

附則でございますけれども、第4条の2につきましては、公益法人等に対し財産を寄附し

た場合、譲渡所得等の非課税の対象となる法人が公益の用に供されなくなった場合等の事由で、非課税承認を取り消された場合、当該寄附を受けた公益法人に対し寄附時の譲渡所得等に対し住民税を課すというものでございます。

24ページをお願いいたします。

第7条の4でございます。寄附金税額控除における特例控除の分でございます。

続きまして、第8条でございますが、これにつきましては肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。法改正によりまして、免税対象飼育牛の売却頭数が年2,000頭を超える場合、その超える部分の所得について免税対象から除外するというところでございます。なお、このことについて免税対象適用期間が21年度から24年度までに延長された関係でございます。

26ページをお願いいたします。

16条の3でございます。証券税制の改正に伴いまして、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率を平成20年末をもって廃止するとされておりますので、その分の特例項目でございます。なお、そのうち5,000千円以下の譲渡益、1,000千円以下の配当につきましては、軽減税率を2年間延長をされておるということでございます。

30ページをお願いいたします。

改正前の19条の3でございますが、証券税制の改正に伴いまして不足課税をいたしておりました軽減税率を削除させていただいております。

31ページ、19条の6でございます。

これにつきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損失計算及び繰越控除でございますが、平成22年度以降の個人住民税について、前年分の上場株式に係る譲渡損失の金額がある場合、譲渡株式等に係る配当所得から控除することができるということになったため、改正をお願いをいたしておるところでございます。

後につきましては、税法改正によります条文の整理、文言の整理等をお願いをいたしておるところでございます。

なお、施行日につきましては、公益法人制度改革に伴うものが、平成20年12月1日。肉用牛の売却による町民税の課税の特例と上場株式に係る譲渡損失の計算及び繰越控除関係が、平成22年1月1日。株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例が、平成22年4月1日。その他は平成21年4月1日となっておりますところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御可決いただけますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第45号議案に対する補足説明を担当課長よりお願いします。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから第45号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

補正額総額については、町長が提案理由の中で述べましたので、省かさせていただきます。まず、38ページをお開きいただきたいと思います。議案書の38ページをお願いいたします。第2表地方債補正の変更についてでございます。

まず、まちづくり交付金の事業債についてでございます。額の確定によりまして、今回補正前、補正後を差し引きますと7,600千円の更正をお願いをしております。当初、交付金は24,000千円ございましたけれども、今回8,000千円増の32,000千円になっております。

それから続きまして、臨時財政対策債でございます。これにつきましては、交付税の補てん分ということで発行されてるものでございまして、7月に普通交付税の算定が終わっております。それにより額が確定いたしましたので、今回29,275千円の更正をお願いをしております。ところでございます。

続きまして、予算の事項別明細で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事項別明細の3ページをお開きいただきたいと思います。

ようございますでしょうか。

まず、歳入ですけれども、1款1項1目・町民税の個人分についてでございますけれども、これにつきましては34,562千円の追加をお願いをしております。これにつきましては、収納見込み率の引き上げ率によるものでございます。当初95%を今回98%ということでございます。

続きまして、法人税のほうでございますけれども、16,020千円の追加をお願いしております。これも収納見込み率の引き上げ等によるものでございまして、当初で95%を今回98%でお願いをしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2項・固定資産税、1目・固定資産税でございますけれども、39,382千円の追加をお願い

をしております。これにつきましても、収納見込み率の引き上げ率等によるものでございまして、当初95%を98%にお願いをしてしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3項・軽自動車税、1目・軽自動車税でございますけれども、今回1,340千円の追加をお願いしております。これにつきましても、収納見込み率の引き上げ等によるもので、当初95%を98%に見直しをしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4項・町たばこ税、1目・町たばこ税でございますけれども、24,289千円の更正をお願いしております。これは、紙巻きたばこ等が当初3,800万本で予定をしておりましたけれども、今回730万本の減ということで24,076千円の更正と、旧3級品紙巻きたばこ、当初50万本で予定をしておりましたけれども、今回13万6,000本の更正をして213千円の更正をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

8款・地方特例交付金、1項・地方特例交付金、1目の地方特例交付金でございますけれども、これにつきましては交付金の決定により、今回5,763千円の追加をお願いしております。主なものとしましては、児童手当交付金が小学校3年までの支給が小学校6年生まで延長された分の国の手当ての分でございます。

続きまして、9款1項1目・地方交付税についてでございます。

今回131,019千円の追加をお願いしております。これにつきましては、単位費用の変更に伴い、また今年新たに地方再生対策費が創設された分が含まれて増になっているものと思っております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

11款1項1目・農林水産業費分担金でございますけれども、これは本桜ため池等整備事業分担金で115千円の追加をお願いしております。これにつきましては、当初の事業費が23,000千円で予定をしておりましたが、変更後の事業で24,150千円ということで、1,150千円の増、その分担金は事業費10分の1でございますので115千円ということで追加をお願いしております。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

11款・分担金及び負担金の民生費負担金でございますけれども、6,774千円の追加をお願

いしております。これにつきましては、収納見込み率の引き上げ等によるもので、保育料現年分につきましては95%を98%、保育料過年度分につきましては20%を30%で見込んでおります。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

13款2項3目・土木費国庫補助金でございますけれども、まちづくり交付金で8,000千円の追加をお願いしております。これは交付金の決定によるものでございます。

それから、4目の教育費国庫補助金でございますけれども、安全・安心な学校づくり交付金の交付金が決定しましたので、2,420千円の追加をお願いしております。これは、若基小学校のLAN改修に伴うものでございます。

続きまして、14款2項1目・総務費県補助金につきましては、6節の地域活性化事業費補助金について120千円の追加をお願いしております。これは、炎博記念地域活性化事業費補助金に伴いまして、まちづくり条例に伴うシンポジウム開催に対する補助金でございます。

続きまして、4目の農林水産業費県補助金でございますけれども、1節の農業費補助金につきましては1,172千円の追加をお願いしております。これにつきましては、学校給食「ふるさとの食の日」の支援事業補助金としてでございます。これは、県が2分の1、町が2分の1で、10日分を予定をしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

15款1項1目・財産貸付収入として、1節・土地建物貸付収入として908千円の追加をお願いをしております。これにつきましては、温浴施設用地貸付収入としてでございます。貸付地は町政報告でも申し上げていたと思いますけれども、5,648.05㎡でございます。評価額が15,140千円で、その6%ということで計算をしております。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

16款1項3目・総務費寄附金についてでございます。1節の総務費寄附金でふるさと応援寄附金で1千円の頭出しをお願いをしております。これは、第36号議案で提案をさせていただいたとる分についてでございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。

17款1項2目・財政調整基金繰入金でございますけれども、これにつきましては95,000千円の更正をお願いをしております。

それから、9目のまちづくり基金繰入金でございますけれども、まちづくり基金繰入金と

して800千円をお願いをしております。これは、200千円の、団体としては4団体を予定をしております。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。

17款2項1目．老人保健特別会計繰入金でございます。今回老人保健特別会計繰入金の10,024千円の追加をお願いをしております。これは、平成19年度繰出金の精算によるものでございます。

それから、18款1項1目．繰越金についてでございます。繰越金86,025千円の追加をお願いをしております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

19款5項3目．雑入についてでございますけれども、まず消防団員退職報償金2,719千円の追加をお願いしております。これは退団者16名分でございます。

それから、総合賠償保険保険金として34千円の追加をお願いしております。これは自動車の保障に関するものでございます。

それから、鳥栖地区広域市町村県組合負担金過年度返還金として3,728千円の追加をお願いしております。それから、鳥栖地区広域市町村県組合負担金介護保険過年度分返還金として16,326千円の追加をお願いしております。

それから、基山町第4区福岡導水対策協議会返還金として83,848千円の追加をお願いをしております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

20款1項1目のまちづくり交付金事業債についてでございますけれども、まちづくり交付金事業として7,600千円の更正をお願いをしております。これは、地方負担額が、額が確定したために今回7,600千円の更正をお願いをしております。

それから、地方財政債特例臨時財政対策債についてでございますけれども、これも額の確定により今回29,275千円の更正をお願いをいたしております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

歳出に移らせていただきます。

まず、1目の議会費でございますけれども、これに4,097千円の更正をお願いいたしております。これは、一万田議員がお亡くなりになった関係の分でございます。

それから、23ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目・一般管理費の1節・報酬でございますけれども、男女共同参画プラン策定委員報酬として285千円の追加をお願いしております。これは、10人の5回分を予定しております。

それから、2目の文書管理費でございますけれども、14節・使用料及び賃借料でございますけれども、これは例規データベースの使用料として3,247千円の追加をお願いしております。

続きまして、5目の財産管理費についてでございますけれども、燃料費として342千円の追加をお願いしております。これは、燃料費の高騰によるものでございます。

それから、修繕料として1,124千円の追加をお願いしております。これにつきましては、主なものとしては地下1階の湧水ポンプの取りかえと、エアコンのファンコイルドレンパンというのの取りかえの作業分についてでございます。

それから、24ページをお開きいただきたいと思います。

18節の備品購入費でございますけれども、備品購入費として軽自動車を1台購入を予定しております。1台軽サンバーがもう動かなくなって廃止をしないようになっております。それと、ファイリングキャビネットの購入ということで1,510千円の追加をお願いしております。

それから、6目の企画費についてでございますけれども、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、これ歳入のところで言いましたけれども、まちづくり基金事業補助金として200千円の4段階を予定をしているところでございます。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

8節の財政調整基金としまして、今回30,000千円の追加をお願いしております。

それから、9目の減債基金費として21,000千円の追加をお願いしております。8目、9目につきましては、決算上の剰余金が生じておりましたので、その剰余金が出た場合は2分の1相当額が生じた場合は、翌年度までには積み立てまたは償還基金を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるということになっておりますので、その関係上で追加をお願いしているところでございます。

続きまして、11目の公共施設整備基金費でございますけれども、公共施設整備基金積立金として83,849千円の追加をお願いしております。これにつきましては、基山町第4区福岡導水対策協議会返還金分でございます。

それから、13目のふるさと応援寄附金でございますけれども、ふるさと応援寄附基金積立金として1千円を追加をお願いをしてるところでございます。

14目の防災諸費でございますけれども、これは災害時要援護者避難支援計画策定委員報酬の10名分として228千円の追加をお願いしております。これは10人の4回分ということで追加をお願いしております。

続きまして、2款2項1目、税務総務費でございますけれども、12節の役務費、エルタックス導入費用として2,212千円の追加をお願いしております。これにつきましては、公的年金の住民税特徴に伴うシステム改修費用でございます。

19節の負担金補助及び交付金のエルタックス関係負担金も、この関係で28千円の追加をお願いしております。

それから、23節の償還金利子及び割引料の還付金として35,163千円の追加をお願いしております。これの主なものとしては、所得の変動に伴う所得税の還付金として20,000千円になっております。

それから、28ページをお開きいただきたいと思います。

2款4項6目でございますけれども、農業委員会委員選挙費でございますけれども、7月1日告示で7月6日の投票日ございましたけれども、定数を超えなかったため今回1,067千円の更正をお願いしております。

30ページを……。

議長（酒井恵明君）

補足説明中でございますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、事項別明細の30ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目、社会福祉総務費でございますけれども、28節の繰出金、これにつきましては、9,415千円の追加をお願いしております。これにつきましては、国民健康保険特別会計繰出金でございます。

続きまして、2目・老人福祉費、13節・委託料でございます。720千円の追加をお願いしております。これにつきましては、老人憩いの家耐震診断委託料の追加分でございます。

続きまして、5目・防犯対策費でございます。15節の工事請負費でございます。防犯灯街灯設置工事としまして312千円の追加をお願いしております。新設4カ所、建てかえ1カ所でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

3款2項1目・児童福祉総務費、13節・委託料でございますけれども1,503千円の追加をお願いしております。そのうちの1,121千円につきましては、次世代育成支援行動計画策定業務委託料の見直しの計画分についてお願いしております。

それから、2目・保育所費でございますけれども、給料2,799千円につきましては育児休業による更正でございます。

それから、7節・賃金、臨時雇い賃金として7,000千円の追加をお願いしております。

それから、11節・需用費、修繕料でございますけれども、主なものとしては事務室の天井の修理、給食室の水道管の修理ほかでございます。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項4目・児童福祉施設費でございます。今回2,000千円の追加をお願いとしてます。これは、修繕料として児童公園遊具の修繕ということでお願いしております。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項3目・環境衛生費、11節・需用費で2,298千円の追加をお願いいたしております。修繕料として、葬祭公園、階段いす昇降機の設置が主なものでございます。

35ページをお開きいただきます。

6款1項3目・農業振興費でございます。19節・負担金補助及び交付金で2,454千円の追加をお願いしております。主なものとしましては、農業振興費補助金として1,311千円。これは倉谷ため池の改修工事に伴うもので、補助率は40%でございます。

それから、学校給食「ふるさと食の日」支援事業補助金として997千円の追加をお願いしております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

8款1項1目・土木総務費の22節・補償補填及び賠償金で、賠償金35千円の追加をお願いしております。これにつきましては歳入のところで説明したように、車の修理の賠償でござ

います。

続きまして、39ページをお開きいただきます。

8款2項1目・道路維持費でございます。13節・委託料2,147千円の追加をお願いしております。これは、道路台帳業務委託料として2,147千円の追加をお願いしております。それから、15節の工事請負費でございますけれども、12,000千円の追加をお願いしております。これにつきましては、道路維持補修工事として7,000千円、道路舗装補修工事として5,000千円を予定をしております。

2目・道路新設改良費でございます。13節の委託料ですが4,209千円の追加をお願いしております。主なものとしましては、城戸1号線道路改良測量業務委託料として3,099千円の追加をお願いをしております。続きまして、15節・工事請負費で6,000千円の追加をお願いしております。これにつきましては、小林線道路改良工事でございます。それから、17節・公有財産購入費で301千円の追加をお願いしております。これは、小林線用地購入費で、面積は60.20㎡でございます。

続きまして、22節・補償補填費。補填及び賠償金として、大城1号線道路改良工事に伴う電柱移転補償費として110千円の追加をお願いをしております。

続きまして、40ページをお開きいただきたいと思います。

8款3項3目・公園費、11節・需用費で3,318千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、修繕料として都市公園の遊具の修理ということでお願いをしております。それと、中央公園のあずまの屋根改修修理でございます。そのほかでございます。

続きまして、41ページをお開きいただきたいと思います。

8款4項1目・下水道整備費でございますけれども、28節・繰出金でございます。これは下水道特別会計繰出金として5,400千円の更正、まちづくり交付金下水道特別会計繰出金として5,400千円の追加でございます。これは、まちづくり交付金の確定により、財源内訳の変更をお願いしてるところでございます。

それから、43ページをお願いいたします。

9款1項2目・非常備消防費でございます。8節・報償費で2,719千円の追加をお願いしております。これにつきましては、退職団員退職報償金16名分でございます。

それから、45ページをお開きいただきたいと思います。

45ページ、10款2項2目・若基小学校校舎管理費で、委託料として9,839千円の追加をお

願っております。この内容につきましては、電話機入れかえ作業委託料でございます。2,647千円の追加をお願いしております。これは、電話機をナンバーディスプレイ電話の取りかえでございます。これはどういうものかと申しますと、かかってきた電話番号がわかるようになるシステムです。それから、校内LAN構築業務委託料で7,192千円の追加をお願いしております。これは、インターネットを利用した授業ができるようにするためのものでございます。

それから、4目・若基小教育振興費、18節・備品購入費でございますけれども、教材費としてパソコンを41台分、それと教材ソフト分として12,000千円の追加をお願いをしております。

それから、46ページをお開きいただきたいと思っております。

10款3項1目・学校管理費でございます。13節・委託料でございますけれども、今回827千円の追加をお願いしております。これにつきましては、体育館改修工事設計委託料でございます。中学校の耐震工事をするためのものでございます。827千円の追加でございます。続きまして、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども3,000千円の追加をお願いしております。これは、生徒派遣費補助金としてでございます。これにつきましては、全国大会等の派遣のためのものでございます。

続きまして、47ページをお開きいただきたいと思っております。

10款4項5目・町民会館費、11節・需用費、燃料費として2,109千円の追加をお願いをしております。これは、燃料費の高騰によるものでございます。

48ページをお開きいただきたいと思っております。

10款5項2目の体育施設費、11節・需用費で4,500千円の追加をお願いしております。これにつきましては、多目的グラウンドバックネットほかトレーニング室の機械等の修繕としてでございます。

続きまして、5目の学校給食費でございますけれども、13節の委託料で713千円の追加をお願いしております。これは、給食配送業務委託料としてでございます。今回給食を1月から中学校と若基小学校へ運送する分でございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

13款2項1目・国県支出金返納金でございますけれども、23節の償還金利子及び割引料として2,220千円の追加をお願いをしております。主なものとしましては、障害者自立支援給

付費国庫負担金が1,167千円、障害者自立支援給付貸付金が534千円ほかでございます。

50ページ、14款1項1目でございますけれども、予備費として3,494千円の追加をお願いしております。これは、財源調整のためでございます。

議員各位には審議いただき御議決いただくよう、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

議長（酒井恵明君）

続いて、第46号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第46号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計の補正予算につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

事項別明細書のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回につきましては、40,599千円の補正をお願いいたしております。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の国民健康保険税でございます。

一般被保険者国民健康保険税、1目。2目・退職被保険者等国民健康保険税、これのそれぞれ現年分につきましては、所得額確定等に伴います調定額の増あるいは減ということで、それぞれ更正、追加の補正をお願いいたしております。

また、滞納繰越分につきましては、前年度からの滞納繰越額の確定によりまして、それぞれ更正をお願いいたしておるところでございます。

4ページをお願いいたします。次のページでございます。

国庫支出金、財政調整交付金でございます。これにつきましては、今回保健事業で486千円をお願いいたしておりますが、今年度もヘルスアップ事業を行いますので、それに対する交付金でございます。ヘルスアップ事業の主な内容といたしましては、要医療関係で、要医療で病院医療関係に受診をお願いしたいという通知を差し上げてもなかなか受診されない方もいらっしゃいますので、そういう方を直接訪問いたしましていろいろ御相談をさせていただくような事業を考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

財政調整交付金、これは県支出金でございますが、第二種交付金、保健事業163千円を追

加をお願いいたしておりますが、この中の100千円につきまして今回新たをお願いいたしております部分につきましては、特定保健指導というのを今年度から行うようになっておりますが、これに従事する人材、これが不足きみだということで、佐賀県で保健指導支援ステーション事業というのを立ち上げております。これにつきましては、5市10町の参加でございますが、この事業におきまして従事する人材の養成、育成を行いまして、市町が行う特定保健指導に必要な人材を確保するというので、全額二種交付金の対象になるということで、今回主なもの100千円補正をお願いいたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金でございます。

まず、出産育児一時金につきまして3分の2を一般会計で補てんするというのでございますので、2,333千円の追加をお願いいたしております。

それから、事務費等でございますが、主に人件費相当分といたしまして7,081千円の追加をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

繰越金でございます。前年度の繰越額の確定によりまして追加をお願いいたしております。35,089千円の追加でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

11ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項・療養給付費でございますが、一般、退職につきまして補装具あるいは重度の整復、施術費等の増によりまして、今回それぞれ追加をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

出産育児一時金でございます。今回は350千円の10件分ということで3,500千円の追加をお願いいたしております。

14ページをお願いいたします。

8款・保健事業費、1項・特定健康診査等事業費でございますが、今回二次健康診査委託料につきましては新たな計上をお願いいたしております。特定健診を行っておりますが、この中で積極的支援該当者ということで、いわゆる85、男性の方であれば腹囲85以上の方で、

何らかの項目にかかられた方がございますが、その中で特に動機づけを行う必要がある方につきましては、この二次健康診査を行いまして、よりはっきりとした数値を示すということで、3項目程度の検査を行いまして、意識といいますが、そういう方に意識を持っていただくための検診をしたいということで、委託料の新たな計上をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

8款2項1目19節、負担金補助及び交付金でございますが、これは歳入のほうで御説明を申し上げました佐賀県保健指導支援ステーション事業負担金、新たに100千円を今回お願いをいたしております。

それから、2、疾病予防費の13、委託料でございます。

健康診断委託料でございますが、5月1日から14日まで人間ドックの申込期間を設けておりました。その結果、171名という、151名を一応目標にしておりましたが、それ以上の方の申し込みがありましたので、その分の追加という形で724千円をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

償還金及び還付加算金でございますが、これにつきましては1目、過年度分の保険税還付金。社保等に入られてさかのぼって国保を外れられた方とかいらっしゃいますので、その分の過年度還付でございます。

それから、償還金につきましては、それぞれの交付金の額の返納金ということで今回13,372千円の追加をお願いいたしております。

次のページの予備費につきましては、財源調整で今回補正をお願いいたしているところでございます。

皆さん、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上、終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

次に、第47号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第47号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

これにつきましても事項別明細でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

補正額といたしましては16,780千円の追加をお願いいたしております。

歳入でございます。3ページをお願いいたします。

支払基金交付金の過年度分の精算という形で、不足をしたという形で今回4,650千円の追加ということでお願いいたしております。

次の、繰越金でございます。4ページでございます。これにつきましても繰越金の額の確定ということで12,130千円の追加をお願いいたしております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、国県支出金等返納金、それから次のページ、一般会計繰出金でございますが、これにつきましてもそれぞれ前年度分の精算あるいは額の確定によりまして、それぞれ追加をお願いいたしておるところでございます。

老人保健特別会計の補正につきましては以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

以上で各課長の補足説明が終わりました。

次に、平成19年度各会計の決算についての補足説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（高木英文君）

平成19年度各会計の決算についての補足説明をいたします。

まず、地方自治法に基づきまして、平成19年度一般会計及び国民健康保険などの特別会計の歳入歳出決算につきましては、8月4日から11日までの間で基山町監査委員によります決算に係る審査をしていただいております。

今回、各会計の決算の認定を受けるに当たり、政令が定める書類の実質収支に関する調書、財産に関する調書、歳入歳出関係の決算書、及び監査委員の意見書、その他として会計別決算総括表及び各会計の18、19年度款別決算額比較表等を提出しております。

それでは、書類に沿って説明をいたします。

まず、決算に係る主要な成果事項については、先ほど町長が述べられましたので省略いたします。

それでは、実質収支に関する調書について説明いたします。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってくださいね。

皆さん、資料出ましたか。実質収支に関する調書。

お願いします。

会計管理者（高木英文君）

1ページでございます。

一般会計でございます。

歳入総額5,440,870千円、歳出総額5,290,941千円、歳入歳出差し引き額は149,929千円ですが、基山小改築事業の継続費通次繰越額48,162千円、老人憩いの家耐震診断委託料の繰越明許費繰越額742千円を翌年度へ繰り越すべき財源がありますので、実質収支額は101,025千円となっております。

2ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計で、実質収支額は35,090千円となっております。

3ページをお願いいたします。

老人保健特別会計で、実質収支額は12,131千円となっております。

4ページをお願いいたします。

下水道特別会計で、実質収支額5,791千円となっております。

5ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産の(1)は土地及び建物で、まず左側の土地の主なものとしては、葬祭公園は国土調査により169.77㎡の減となっております。

基肄城保存整備事業につきましては、5万9,408㎡を購入しております。

次に、右側の建物についてでございます。学校分が減っております。基山小学校改築事業によりまして、小学校は東校舎棟、中学校はふれあい館の撤去によるものでございます。

6ページをお願いします。

(2)は山林です。

(3)は有価証券で、福祉振興金のうち2億円を5年の国債でしておりましたが、期限が来ましたので解約をして定期預金にしております。

次に、(4)の出資による権利でございます。

中ほどの佐賀県救急医療財団出捐金20千円の減につきましては、財団が解散され設立時の

出捐金等の財産については佐賀県へ寄附されましたので、平成20年1月21日付で抹消してくださいとの通知がっておりますので、減となっております。

7ページ、8ページをお願いします。

これは、平成19年度現在保有しています500千円以上の物件、備品関係を計上させていただいております。お目通しをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

3の債権につきましては、育英資金貸付金が280千円、公共下水道受益負担金が3,900千円の増で、高額医療費貸付金は2,880千円の減となっております。

次、4の基金についてでございます。

各基金の明細の表になっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が決算に係る認定をしていただくための政令に定められております書類関係の説明でございました。

10ページからは、その他の資料として会計別決算総括表、各会計の款別決算額比較表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

十分精査をいただきまして、認定していただきますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で平成19年度の各会計の決算説明が終わりました。

これより監査委員による審査報告を求めます。濱田代表監査委員。

代表監査委員（濱田 慧君）（登壇）

それでは、審査報告をいたします。

平成20年8月4日から11日までのうちの6日間、後藤監査委員とともに決算審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

地方自治法233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき審査に付された平成19年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計、以上4会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、関係帳簿並びに証拠書類などを照査確認するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法によって審査いたしました。

その結果、各会計の決算書、財産に関する調書、基金運用状況、ともに法令に規定された様式に従って調整されており、決算計数には誤りがなく、違法な点はありませんでした。

なお、関係諸帳表は証憑書類と合致しており、正確なものであることを認めました。

以上、決算審査の報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

本日の会議は、以上をもちまして散会といたします。

～午後 1 時34分 散会～